

## 住民監査請求の結果の公表

### 第1 請求書の提出

令和3年11月11日

### 第2 請求の要旨

令和3年2月27日に群馬県が主催したアートオークション「アートインキュベーション32」のLot 16において落札をめぐるトラブルが発生し、担当部署の文化振興課は落札者と折衝していたが、4月30日になってLot 16の落札結果を一方的に取り消した。

その行為は、本来であれば成立していたLot 16の出品者と落札者間での売買契約に不当に介入し、一方的に破棄した行政による不当な行為である。

そうした群馬県主催事業における業務の不適切な履行により、出品者および県民である落札者に不利益を被らせ、本来であれば納入されるはずのLot 16に係る落札手数料の徴収を反故にして、群馬県の歳入に損害を与えた。

監査委員には、関係者への事実確認の監査をとおして該当オークションの売買契約の成立を確認のうえ、群馬県側に該当売買契約成立への原状回復を図る措置を講じさせるとともに、今回発生した損害の原因を引き起こした業務受託事業者（オークション事務局）に対して、群馬県および該当の第三者に与えた損害を賠償させる措置を講じさせることを併せてお願いしたい。

### 第3 補正について

本件措置請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第242条第1項に規定する請求の要件を具備しているかどうか判断するに当たり不明な点が存在したことから、請求人に対し、令和3年11月24日付けで補正依頼通知を送付し、同年11月30日に補正書が提出された。

### 第4 監査委員の判断（請求人に通知した内容）

#### 1 監査委員の判断

本件措置請求を却下する。

#### 2 理由

地自法第242条に規定する住民監査請求は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員における違法若しくは不当な次の財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

- (1) 公金の支出
- (2) 財産の取得、管理又は処分
- (3) 契約の締結又は履行
- (4) 債務その他の義務の負担
- (5) 公金の賦課又は徴収を怠る事実
- (6) 財産の管理を怠る事実
- (7) (1)～(4)の行為が相当の確実さをもって予測される行為

本件措置請求において、請求人は、当該オークションにおける売買契約に県が介入し、それを不成立とさせたことにより、仮に売買契約が成立していれば納入されていたはずの落札手数料について県の歳入に損害を与えた点で地自法第242条第1項に規定する違法又は不当な行為に該当すると主張していると解される。

しかしながら、まず、請求人が主張する当該行為は、地自法第242条第1項に規定する財務会計上の行為又は事実のいずれにも該当するものとは認められない。さらに、請求人は、当該行為により県の歳入に損害を与えたと主張するが、同項の「相当の確実さをもって予測される場合」とは、「単にその可能性が漠然と存在

するだけでなく、その可能性、危険性が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えている場合を指す」（大阪地判平成23年1月14日）と判示されており、措置請求書及び事実証明書に記載のとおり当該オークションでの落札を巡りトラブルが生じていた状況においては、落札手数料の発生が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えていたとは認められない。

よって、本件措置請求は、地自法第242条第1項に規定する請求の要件を欠き、不適法である。